

秘

大正二年十二月十七日會議議案

決議

樺太廳職員特別任用令中改正ノ件

(参照添附)

勅令第 號

樺太廳職員特別任用令第一條中「樺太
支廳長」ヲ「樺太廳理事官」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際ニ限リ樺太廳理事官ハ樺
太廳支廳長ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ

之ヲ任用スルコトヲ得

参照

○樺太廳職員特別任用令 明治四十年三月勅令第百三十六号

第一條 樺太支廳長 樺太廳理事官ハ滿五年以上行政事務ニ従事シ現ニ判任官四級俸以上ノ官職ニ在ル者ニ限り文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ限り樺太廳理事官ハ樺太廳支廳長ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ之ヲ任用スルコ

トヲ得

秘

樺太廳官制中改正ノ件外一件審査報告

謹テ今回御諮詢ノ樺太廳官制中改正ノ件外一件ヲ審査スルニ樺太廳官制中改正ノ件要旨ハ(一)先般各官廳ニ就テ行ヒタル行政整理ノ標準ニ依リ樺太廳ニ於テモ其ノ職負ヲ減少シ(二)従来ノ第一部第二部及第三部ノ名稱ヲ改メ内務部拓殖部及警察部トナシ事務官支廳長及通譯官ヲ廢シ内務部長以下ノ部長及理事官ヲ置キ且支廳長ヲ職名トシ理事官又ハ屬ヲ以テ之ニ充ツルコトト為シ(三)樺太守備隊司令官ハ先般撤

廢セラレタルヲ以テ樺太長官ハ守備隊司令官
タル陸軍將官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得ルノ
規定ヲ削除シ且長官ハ兵力ヲ要スルトキハ師
團長ニ移牒シテ之ヲ要求スルコトトシ(四)長官
事故アルトキハ從來第一部長タル事務官其ノ
職務ヲ代理シ長官及第一部長タル事務官共ニ
事故アルトキハ他ノ事務官ノ一人ヲシテ代理
セシムルノ制ヲ改メテ官等ノ順序ニ從ヒ部長
之ヲ代理スルコトトシ且長官部長共ニ事故アル
トキハ他ノ高等官ノ一人ヲシテ代理セシム

ルコトトシ(五)其他右ノ改正ニ伴ヒ條文ノ整理
ヲ行ハムトスルナリ次ニ樺太廳職負特別任用
令中改正ノ件ハ同廳官制ノ改正ニ依リ理事官
ヲ以テ支廳長ニ充ツルコトトセルヲ以テ從來
ノ樺太支廳長特別任用ノ規定ヲ其ノ儘理事官
ニ適用シ得ルコトニ改メ且此ノ際ニ限り從來支
廳長ノ職ニ在リタル者ノ中ヨリ理事官ニ任用
シ得ルノ規定ヲ置カムトスルモノニシテ二件
共別ニ支障ノ點ナキヲ以テ此ノ儘可決セラレ
然ルヘキモノト思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

大正二年十二月十三日

樞密院書記官長下岡忠治

樞密院議長公爵山縣有朋殿